（予防接種法施行規則の一部改正）

第六条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十一条の二十八　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第十一条の二十八**　前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
第十一条の二十九　第十一条の二十七のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式	**第十一条の二十九**　第十一条の二十七のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式
第十一条の三十　第十一条の二十七のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	**第十一条の三十**　第十一条の二十七のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二　（略）

（医師法施行規則等の一部改正）

第七条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格A列4番」を「A4」に改める。

一　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第三号書式

二　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第三号書式

三　診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）第三号書式

四　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二号様式

五　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）様式第五から様式第十一まで

六　理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和四十年厚生省令第四十七号）様式第五号及び様式第六号

七　視能訓練士法施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十八号）様式第五号

（生活保護法施行規則等の一部改正）

第八条　次に掲げる省令の規定中「日本標準規格」を削る。

一　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）様式第一号（裏）及び様式第二号（裏）

二　日本赤十字社法施行規則（昭和二十七年厚生省令第四十三号）別記様式

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。